

参考様式4

大東地域 地域農業マスターPLAN(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
一関市	平成25年7月31日	令和3年3月25日
対象地区名(地区内の集落名)		
大東地域(大原、摺沢、興田、猿沢、渋民、曾慶)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	3,975.92	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2,013.61	ha
③ 地区内における〇歳以上の農業者の耕作面積の合計	639.74	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	164.80	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	53.63	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	50.83	ha
(備考)		

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区的現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

大原地区は、個人での営農活動を主体に取り組んできており、担い手不足やその育成について将来を見据えた計画を作成し、今後、跡取りや担い手がどんどん減少していくようでは、集落営農に取り組んで地域の農地を守っていく必要がある。 市街地周辺の集落は農地の持ち主が集落内に住んでおらず、さらにその農地面積も少ないため地域として取り組むのが難しい。 摺沢地区は、摺沢駅を含めた市街地を有しており中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払事業を活用できない集落もある。農業経営も5反百姓の典型で農業だけでは食べていくのが無理になり、兼業農家しかいない。そのため農地を荒らさないように維持していくだけで精一杯の状況となっている。 興田地区は、基盤整備を行った集落や今後取り組む集落にあっては水田に限り将来の姿が決まっているとの認識がある。それ以外の農地については年々耕作が不可能となり中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払事業を頼てくる人がおり、比較的耕作が簡単なソバやナタネを推奨し農地保全に努めている集落もある。農業法人や営農組合もオペレーターの高齢化が問題となっている。 猿沢地区は、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を中心に集落営農も盛んにおこなわれているが、高齢化や遠方所有者により耕作できない農地が増えしており、農地を手放したいという人もいる。農地を管理しやすいよう大区画で耕作ができる、なるべく人の手をかけないような農地に改良する必要性は認識しているが、その農地を利用してくれる人を見付けることが急務となっている。 曾慶地区は、典型的な中山間地域ではあるが、現在、基盤整備採択に向けて取り組んでいる集落もある。兼業農家が多く新たに担い手を探し出すことが難しい。中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金をうまく使って連携していく方法を見出す必要がある。 渋民地区は、基盤整備した水田を中心に農業法人や意欲ある認定農業者が耕作している状況で若い人も活躍している。しかし、畜産農家の減少が続いている数年後には畜産農家がいなくなり、集積面積の減少や農業法人のオペレーター不足などの不安がある。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大原地区については、基盤整備事業に取り組む予定の集落では中心経営体である農業法人と認定農業者を中心に活用し、それ以外でも中山間地域等直接支払協定組織、多面的機能活動組織と連携し、農地の保全に努めていく。

摺沢地区については、中心経営体である認定農業者を中心に中山間地域等直接支払協定組織や多面的機能支払交付金活動組織が連携して農地の保全に努める。

興田地区では基盤整備事業に取り組む予定の集落や整備済み集落では中心経営体である農業法人と認定農業者を中心に活用し、それ以外でも中山間地域等直接支払協定組織、多面的機能活動組織と連携し、農地の保全に努めていく。

猿沢地区については、中山間地域等直接支払協定組織や多面的機能活動組織と連携し、猿沢地区全体での農地の保全に努めていく。

曾慶地区については、基盤整備事業に取り組む予定の集落では中心経営体である農業法人と認定農業者を中心に活用し、それ以外でも中山間地域等直接支払協定組織、多面的機能活動組織と連携し、農地の保全に努めていく。

渋民地区については、中心経営体である農業法人と認定農業者を中心に整備済農地を活用し、山間部の農地等は中山間地域等直接支払協定組織、多面的機能活動組織と連携し、農地の保全に努めていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 地域での共同取組活動の維持

中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払事業を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防止するとともに、発生した場合は効果的な事業の活用を検討し関係部署と連携し解消に努める。

(2) 農地中間管理機構の活用

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(3) 鳥獣被害防止対策の取組

地域による鳥獣害対策として、侵入防止柵の設置や狩猟免許の取得などに取り組む。

(4) 基盤整備事業への取組

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため基盤整備事業に取り組む。

(5) 農地の管理方法の検討

農地の管理方法について、他地域の優良事例等を調査し検討する。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法 人
① 認定農業者	46 人	8 法人
② 認定新規就農者	7 人	法人
③ 集落営農組織	1 組織	法人

④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	8 人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	7 人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	639.37 ha	3,975.92 ha	16 %
今後	690.20 ha	3,975.92 ha	17 %